

報告書の要約

指定課題に申請する場合は、右欄に
『指定』と記入して下さい。

指定

助成番号 平成２０年１月２９日付 第０７－２号	研究開発テーマ名		欧州諸国の公共工事における受入検査システムに関する調査研究
	助成研究者	ふりがな 氏名	くにしま まさひこ 國島 正彦 印
		所属	東京大学大学院新領域創成科学研究科 環境学系 国際協力学専攻

１６００～２０００字程度で作成して下さい。理解を助けるための図表、写真などの使用は構いません。なお、本要約は「報告書」とともに公表します。用紙が不足する場合は適宜追加して下さい

近年の我が国において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日公布）」の趣旨を徹底させるために、入札および契約に透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保等を見据えて、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる建設市場を目指した様々な改善方策が導入されている。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 4 月 1 日施行）」の制定を受けて、入札参加者の技術的能力の審査や民間からの技術提案を活用する体制作りが重視されている。

本調査研究は、我が国の公共工事における代金支払い方法および入札・契約制度に関する諸課題を念頭に置きつつ、諸外国の公共工事の受入れ検査システムと工事代金支払いシステム、および総合評価方式による入札システムについて調査、分析を行い、今後の我が国の公共工事の執行体制を改善するための示唆を得ることを目的とした。

公共工事の代金支払い及び入札・契約制度を調査する諸外国として、日本と同様に国内外を問わず大規模な事業を展開している建設会社が存在すること、大規模な公共工事が行われていること等を考慮して、スイスおよび EU 加盟国からドイツを選定した。

本調査研究委託業務の訪問調査団は、國島正彦を団長とし、調査団員として森 望、本多 正治、藤元 一男の 3 名（国土交通省）、日本語とドイツ語の通訳としてペテル・マテウス、および記録担当として松岡 万里の 2 名（東京大学）、合計 6 名で編成した。スイスの、インターラーケン市当局、チューリッヒ市建設局、スイス連邦工科大学土木環境地理情報学科、スイス連邦道路公団、ゲルマ社、および、ドイツの、ミュンヘン市建設局等を訪問して、事前に送付した質問書に基づく聞き取り調査した。

本研究の範囲内では、現在の我が国の公共工事の代金支払い方式の慣行である前払金および残金工事竣工時払いを採用している公共発注者は、スイスおよびドイツでは皆無であり、いずれも原則前払金なしの進行支払い（出来高部分払い）方式であることが分かった。出来高部分払いの前提となる受入れ検査業務に携わる要員が公共発注者側に不足した場合、全ての訪問先の行政当局は、民間企業からの的確な技術者（エンジニア）を調達するとの回答をした。そして民間企業から調達して受入れ検査業務を担当させる技術者の中立性・公平性・公正性等について信頼していると回答した。現在の我国の総合評価方式の入札制度において、品質・技術点を価格で割る除算方式で評価していることを説明した折に、殆どどの訪問先（加算方式を採用している）の方々が、思わず苦笑・嘲笑したこと、総合評価方式の入札書類評価に、複数の担当者（技術者）の評価点の平均値を評価値としていることを説明した折に、意味不明・想定外という怪訝な態度を示され、評価値の責任者が誰もいなくなることを懸念されたこと等、現地での詳細な訪問聞き取り調査をしなければ得難い数多くの貴重な情報を得ることが出来た。

以上